

## 電気通信紛争処理委員会（第254回）

### 1 開催期間

令和7年9月19日（金）10時00分～

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者等（敬称略）

#### （1）委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、

小川 賀代、小塚 荘一郎、中條 祐介（以上5名）

#### （2）特別委員

眞田 幸俊、柴田 潤子、杉山 悅子、中村 豪、葭葉 裕子（以上5名）

#### （3）総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

課長 飯嶋 威夫、課長補佐 小川 裕一郎

#### （4）事務局

参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 中島 明彦

### 4 議題

#### （1）接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要【公開】

#### （2）あっせん事案について【非公開】

## 5 審議内容

### (1) 開会

【田村委員長】 委員長の田村です。それでは、ただいまから第254回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様には御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日はウェブでの会議ということになりますが、委員5名に御出席いただきしております。また、特別委員5名に御出席いただいております。

今回はウェブ会議になりますので、御質問や御意見等の御発言がある場合には、挙手機能又はチャットでお知らせいただきまして、指名後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、まず議題1としまして、接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要、議題2としまして、あっせん事案についての報告となっております。

議題1は公開の議事となります。議題2につきましては、当事者又は第三者の権利・利益を保護するという観点から、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定によって非公開としまして、議事録及び使用した資料につきましても、同規程第17条第1項及び第18条第1項によって非公開とします。

## （2）接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要【公開】

【田村委員長】 それでは、議題1の接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要ということで、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の飯嶋課長から御説明をお願いします。飯嶋課長におかれましては、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願ひします。

【飯嶋料金サービス課長】 ありがとうございます。料金サービス課長の飯嶋と申します。本日は貴重な御説明の機会を頂き、誠にありがとうございます。

それでは、議題1の接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要につきまして、資料に基づき御説明します。

この接続料の算定等に関する研究会におきましては、接続に関する諸論点や指定電気通信設備を用いた卸役務に関するルールの在り方などについて検討いただいております。昨年10月にも、この場におきまして前任の井上課長より本研究会の第八次報告書について御説明しましたが、その第八次報告書を取りまとめて以降、この資料にございます①から⑥の事項につきまして、フォローアップ・検討を実施し、パブリックコメントにかけた上で、先週9月12日に第九次報告書として公表したところです。以下①から⑥の各項目について簡単に御説明します。

1点目、①モバイル接続料のさらなる適正化の推進です。まず、費用配賦の見直しですが、モバイル接続料の算定における原価を抽出するためには、移動電気通信役務に係る費用を音声伝送役務に係る費用とデータ伝送役務に係る費用に分ける必要があります。その際、設備によっては音声・データ共通のものもありますが、その音声・データ間の費用配賦の基準が各社独自の考えに基づいて行われていたことから、接続料の適正性向上の観点からは可能な限り統一されることが望ましいため、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループを開催しまして、費用配賦の見直しを進めてきたものです。

今般、第九次報告書におきましては、第八次報告書に盛り込みました費用配賦の見直しにつきまして、接続会計に適切に反映されているかについての検証を実施しました。その結果を踏まえまして、さらなる見直しとして無形固定資産や試験研究費の配賦の見直しを行いまして、本年4月に第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正を行ったところです。

また、オレンジ色の矢印の一つ目になりますが、空中線設備につきましては、MNO3

社間で音声・データの配賦割合が大きく異なっており、空中線設備全体における鉄塔、鉄柱等とアンテナ等の割合について、3社間で相当の格差が存在していることから、追加の検証を行うこととしております。この追加検証の結果やIOT回線の増加による回線数比への影響なども踏まえまして、今後の配賦方法について検討することが適当としております。

その下の矢印の番号ポータビリティ転送機能につきましては、PSTNからIP網への移行に伴い、番号ポータビリティの実現方式はENUM方式に統一されまして、従来の転送方式は利用されなくなったことから、アンバンドル機能から削除することが適当としております。こちらにつきましては、今後、第二種指定電気通信設備接続料規則等の改正を実施する予定です。

三つ目の矢印の5G（SA方式）の機能開放につきましては、昨年の第八次報告書におきまして、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、事業者間の協議の状況を引き続き注視することが適当であり、その協議が着実に進むよう、協議の状況や機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めるとしておりました。

今般、第九次報告書におきまして、事業者間協議の状況を確認し、必要な検討を実施しました結果、引き続き協議状況についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当としております。また、フルMVNO方式に加えて、一部の事業者間におきましては、MVNOの負担軽減が期待できる別的方式についても検討が行われていることを踏まえまして、当該方式について協議が進展した場合には、必要に応じてアンバンドル機能又は開放を促進すべき機能に該当するかどうかについて検討を行うことが適当としております。

以上が1点目のモバイル接続料のさらなる適正化の推進になります。

続きまして、2点目、MNOとMVNO間のイコールフッティングの確保（モバイルスタックテスト）になります。

モバイルスタックテストにつきましては、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備に係る接続料等と利用者料金の関係の妥当性について、モバイルスタックテスト指針に基づく検証を実施しております。今般の第九次報告書におきましては、MVNOから要望が寄せられたサービスにつきまして、まず検証を行う合理性を議論した上で、検証対象を決定しまして、そのサービスについてモバイルスタックテスト指針に基づきMNO自身による検証を実施、その検証結果の妥当性につ

いて検討を行いました。

検証対象となりましたのは、NTTドコモの「ahamo」、KDDIの「UQ mobile コミコミプラン+」、ソフトバンクの「Y!mobile シンプル2M」でしたが、いずれも接続料等が小売料金を下回っており、利用者料金と接続料等との関係は価格圧縮による不当な競争を引き起こすものではないことが確認されました。

なお、今回検証対象となったサービスにつきましては、今後、状況変化が見られない限りにおいては再度の検証を行わないことが適当であり、どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適當かについては、その都度、指針に沿って総合的に判断することが適當としております。

また、今回検証対象となりました大容量プランにつきましては、設備などの費用に占めるデータ接続料相当額の割合が相対的に大きいことから、先ほど申し上げました費用配賦見直しなどによるデータ接続料の上昇や、データ容量の増量に伴う平均使用通信量の増加について注視することが適當としております。

資料は次のページに進ませていただきます。

3点目は、卸電気通信役務の適正性の確保、卸検証ガイドラインに基づくNTT東西の光サービス卸に関する検証になります。この卸検証につきましては、第一種・第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務の料金などの提供条件に係る協議につきましては、指定設備を設置する事業者が強い交渉力を有しまして優位な地位に立つため、適正な交渉が十分に期待できないという懸念があります。ですから、代替手段としての接続が確保されて、接続制度によって適正かつ公平な料金などの提供条件が実現している場合には、指定設備卸役務につきましても適正な契約交渉を行うことが期待できるという考えに基づきまして、この指定設備卸役務について接続による代替性を評価し、それが不十分である場合には、指定設備卸役務の卸料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の透明性を確保することを目的に実施するものであります。

この資料の右側の図にございますように、接続との代替性の有無を検証しまして、それによって代替性なしとされた場合には、重点的な検証を行い、総務省による妥当性評価を行うとされているのに対しまして、接続との代替性が不十分とされた場合には、他の検証としまして適正な交渉を促進するための透明性確保を目的とし、卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証することとしております。この場合には総務省による妥当性評価を行わないこととしております。

このNTT東西の光サービス卸につきましては、接続との代替性が不十分とされておりますので、これまで4回にわたりましてNTT東西自身によるその他の検証を実施してまいりました。今般、第九次報告書におきましては、5回目による検証としましてNTT東西自身の検証を行い、その評価を行ったところです。

今回の検証におきましては、NTT東西から、例えば卸料金と接続料相当額の中長期の連動性に関するデータでありますとか、卸料金の原価の設備コストと営業コストの比率が示されるなど、卸料金の透明性の向上に一定の寄与があったと評価しております。

一方で、今回開示されました卸料金の原価の内訳である人件費や物件費、この上昇傾向についての説明におきましては、市場一般のインデックスを用いての説明がされているところ、NTT東西による自社のデータの開示を含めた開示データの充実について、引き続き検討が必要としております。

また、今後に向けては、NTT東西からの説明が引き続き不十分である場合には、まず代替性の評価そのものについても影響を及ぼし得ることを念頭に、NTT東西において今回の検証の指摘を十分に踏まえた情報開示を更に進めることが重要としております。

続きまして、4点目、卸電気通信役務の適正性の確保、特定卸電気通信役務の協議の適正化の内容となります。令和5年6月に施行されました改正電気通信事業法におきまして、指定設備卸役務のうち、事業者間の適正な競争に及ぼす影響が少なくないものを特定卸電気通信役務としまして、役務提供義務や情報提示義務などの規制対象とする制度整備を行っております。本研究会におきましては、この特定卸電気通信役務制度の運用状況についてフォローアップを行ってまいりました。

今般の第九次報告書におきましては、これまでの議論を踏まえまして、料金の低廉化・提供条件の柔軟化などの進展状況、卸元事業者・卸先事業者の協議状況、事業者間の協議の円滑化に関する追加的措置などについて検証を行ったところです。

その結果としまして、下の矢印になりますが、事業者間の協議が一定程度行われていることを踏まえますと、現時点において追加的な制度対応は不要と言えるとしております。今後、協議が十分に進展したと認められない場合には、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項、例えば営業費に関する情報などにつきまして開示対象とすることも含め、追加的措置を検討することが適当としております。

また、次の矢印になりますが、情報提示義務の範囲につきまして、従来NTT東西は営業費相当額に係る情報について総務省に提供し、その結果を基に研究会で議論を行うとし

てきましたところ、事業者団体から情報開示を求める意見がありましたので、議論を行いました。ただ、営業費相当額について開示する場合には競争上の懸念ということも示されたことから、NTT東西は引き続き営業費相当額に係る情報を総務省に対して提供し、その結果を基に研究会において議論を行うことが適当としております。

最後、3番目の矢印になりますが、特定卸電気通信役務の対象範囲につきまして、NTT東西が提供するひかり電話ネクストについて、昨年の第八次報告書におきまして、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性などを継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かについて判断すべきとされておりました。それを踏まえまして、今般、検討を行いました結果、特定卸電気通信役務の対象から現時点において除外することは適当でないとしております。今後、NTT東西からメタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画ですとか、他の電話サービスの提供状況等の市場動向を踏まえまして、必要に応じて改めて検討することとしております。

次に、5点目の閑門系ルータ交換機能の接続料の算定方法になります。この閑門系ルータ交換機能ですが、FTTHアクセスサービスなどのIP通信の役務提供のためには、NTT東西が構築するNGNにISPなどの他事業者が接続することが必要になりますが、その接続方式としまして、PPPoE方式とIPOE方式の二つがあります。NTT東西とISPとの接続点には、閑門系ルータとしまして、PPPoE方式では網終端装置、IPOE方式ではゲートウェイルータが設置されています。

このIPOE方式で接続する場合の閑門系ルータ交換機能の接続料算定方法につきましては、平成30年の省令改正におきまして、網使用料として接続料を設定する機能とされました。それ以前は網改造料として接続料が設定されていたことを踏まえまして、経過的な特例措置として、当分の間は総務大臣の許可を受けて、機能の利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができることとされています。

この利用中止費に係る経過措置につきまして、令和4年の第六次報告書において、NTT東西による単県POIの増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、改めて検討することとされておりました。これを踏まえて、今般、この経過措置について維持すべきか否かについて検討を行ったところになります。検討の結果、NTT東西による単県POIの増設やVNE事業者による単県POIへの移行といった変動期が依然続いている、継続する見通しであることから、NTT東西による単県POIの増設完了後に改めて経過措置を維持すべき事情があるかどうか検討することが適当としております。

最後、6点目、トラヒック・ポンピングへの厳正な対処となります。トラヒック・ポンピングとは、着信インセンティブ契約を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることを指しておりますが、研究会での議論を踏まえまして、トラヒック・ポンピングを抑止するとともに、発生した場合の迅速な解決を図るため、総務省においてガイドラインを策定したところになります。

また、電気通信事業法第32条に基づく接続応諾義務に関して、技術的又は経済的事項に係る重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については接続拒否ができるよう、電気通信事業法施行規則の一部改正を行ったところです。

今般の第九次報告書におきましては、このガイドライン公表後のトラヒックの状況やトラヒック・ポンピング防止に係る各事業者の取組を把握するために、関係事業者のヒアリングを行いました。その結果として、ガイドライン策定後につきましては、このトラヒック・ポンピングがある程度解消されている状況が確認される一方で、まだ今後も新たな手法が発見される可能性もあることから、今後も注視が必要といった意見がありましたことを踏まえまして、トラヒック・ポンピングの状況について引き続き注視し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討するほか、行政上の必要な対応を講じていくことが適当としております。

以上が第九次報告書の概要となります。御不明な点等ございましたら御質問いただければと存じます。よろしくお願ひします。

【田村委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に関して、委員から御質問等がありましたら、挙手機能又はチャットでお知らせいただき御発言をお願いします。どなたでもどうぞ。御質問等ございますか。

眞田委員。

【眞田特別委員】 御説明ありがとうございました。勉強不足で教えていただきたいのですが、PPP o EからIP o Eへという流れは理解しているつもりですが、単県POIというのはどういういきさつで出てきて、どういう経過をたどっているのか、背景がよく分かっていないものですから教えていただけませんか。

【飯嶋料金サービス課長】 5番目の閑門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関して、単県POIの経緯の御質問を頂きました。

NTT東西におきましては、接続ポイントとして全国的なPOI、また単県POIの両

方を用意していることがあります、各事業所におきましては、県間の通信費を払わなくて済む単県P O Iの増設を進めているという状況があります。そうなりました場合に、もともと全国P O Iでゲートウェイを設置していた場合に、その利用を中止することが起きると。その場合に、平成30年の省令改正で網使用料という形で接続料の設定法が変わりますと、その利用中止に係る費用につきましても接続事業者全体に均等に割り振られるというか、負担を求める形になりますので、一部の事業者の中止と移行によって他の事業者に負担が増えることはあまり適切ではないだろうということから、利用を中止した事業者がその利用中止費を負担するという経過措置を認めているところになります。

この単県P O Iという形で皆さんのがんばりの増設が進んでいきまして、事業者の移行が進んでいきますと状況として落ち着いてまいりますので、もともとの原則どおり、この閑門系ルータ交換機能の接続料については、網使用料という形で各事業者から接続料を負担いただく形に戻せると考えているところです。

**【眞田特別委員】** これは地域の事業者が県内で接続する、単体の接続ポイントだけでいい、以前は全国つながるものがあったのがそういう形で変えたことによって費用が下がったという前提があるという理解でよろしいですか。少々そこら辺、もっと更にバックグラウンド等を理解していないものですから、そのときに、その他の事業者にそこが抜けた部分を負担していただくことが問題になって、妥当じゃないというので移行措置が取られているという理解でよろしいですか。

**【小川料金サービス課課長補佐】** 先生、御質問いただきありがとうございます。料金サービス課で課長補佐をしております小川と申します。

今、飯嶋から申し上げましたとおり、特に扱っているデータ量、トラヒック量が結構多い事業者においては、N T T東西の県間接続料を払うより自前で県間ネットワークを作った方が、コスト的にも費用対効果的にもビジネスとしてより望ましいという社がいます。その場合、徐々にN T T東西に単県P O Iを置いてもらって、自前でその県間ネットワークを敷設した方がよいという判断になる事業者がいることです。そこで、そのI P o Eにつきましては、基本的に全国につながることになりますので、特定の圏域だけでこのサービスを行うということは前提としておりませんが、県間接続料、それから県間ネットワークを自前でつくるときのコストの見合いで単県P O Iを望む大口の事業者がいらっしゃるということです。

その事業者が、これまでブロック単位のP O I、あるいは全国のP O Iから単県P O I

に移行することで、まさに先生が御指摘のとおり、ブロックPOI、全国単位のPOIを使った事業者がそれを抜けていくための利用中止費というものが発生しますが、それについて、そのブロックPOI等から抜けた事業者は一切負担せずに、引き続きブロックPOIとか全国POIを利用する事業者がそれを広く負担してしまうということが発生します。特に大口の事業者ですと利用中止費が大きくなっていますので、残された事業者にとっては、自分たちが利用中止したわけではないのにすごく大きなコストを負担させられ、それについては少々公平性に欠けるのじゃないかということで、従前の、利用中止した事業者が自分で利用中止費を負担するという経過措置を今でも引き続き維持しています。その打ち止めについて、NTT東西の単県POIの敷設が終わる頃に改めて、大口の事業者がどれだけ単県POIに移行していくかを見ながら、この利用中止費の扱いについても打ち止めの時期を検討していくという結論を出したものです。

【眞田特別委員】 分かりました。詳細な御説明ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは、ほかの委員、いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、特段の御質問等がなければ、この議題につきましての質疑を終えたいと思います。飯嶋課長におかれましては、本日は誠にありがとうございました。御退室いただいて結構です。

【飯嶋料金サービス課長】 ありがとうございました。

(料金サービス課職員退室)

【田村委員長】 以上で公開での会議は終了となります。傍聴者の皆様は御退出をお願いします。

（3）あっせん事案について【非公開】

（内容について非公開）

（4）閉会

【田村委員長】本日の議題は以上です。委員、特別委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、最後に事務局から何かございますか。

【小原参事官】 本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。次回の委員会の日程につきましては、別途、御連絡します。

事務局からは以上です。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了します。皆様には、御出席いただきまして本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

—— 了 ——